

2022年～2023年度 国際ロータリーのテーマ



イマジン
ロータリー

2022～23年度
国際ロータリー会長

ジェニファー・ジョーンズ氏



 土浦ロータリークラブ写真館 



2018年10月4日

甲子園祝勝会 大槻部長挨拶
(第35回大会 対大分RC)

10月は地域社会の経済発展・米山月間です

2022～2023年度(第65期 佐藤ばうろ年度)

10月第3例会プログラム

- 点 鐘
- ロータリーソング
- 来賓紹介
- ビジター紹介
- 幹事報告・委員会報告
- 会 食
- 出前卓話

- にこにこ&米山BOX
- 出席報告
- 点 鐘
- クラブソング

10月20日(第3105回) VOL. 14

- 会 長
- 奉仕の理想
- 会 長
- 親睦活動委員会

RI2820地区米山選考委員会
村上 義孝様 (つくば学園RC)

- S.A.A
- 出席委員会
- 会 長
- ともに歩もう

RI(国際ロータリー)の創立:1905(明治38) 日本のロータリー創立:1920(大正9)

RI第2820地区 茨城県

RI (国際ロータリー) 承認 日本国内247番
創 立 1958年2月14日(昭和33年)
承 認 1958年3月 7日(昭和33年)

事務局: 土浦市中央2-16-9 (常陽銀行4F) TEL 029-822-1250 FAX 029-824-8830

URL <http://www.tsuchiura-rc.org> E-mail office@tsuchiura-rc.org

例会場: L'AUBE Kasumigaura 毎週木曜日 12:30~13:30

土浦ロータリークラブ

姉妹クラブ RI第3520地区 台北陽明扶輪社
会長 佐藤 ばうろ 幹事 沼尻 大

新会員卓話 「高齢なご家族への悩み・心配事解決に向けて
～金融ジェロントロジー取組のご紹介」

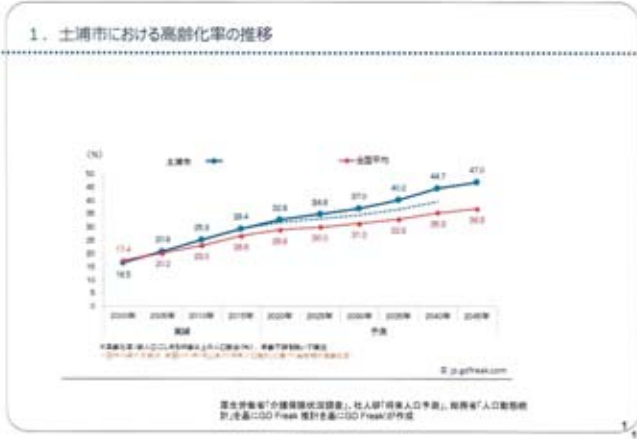
清水 勉 会員



2022年10月13日 コーナークラブ 卓話

高齢なご家族への悩み・心配事解決に向けて
～金融ジェロントロジー取組のご紹介

株式会社常陽銀行
清水 勉



1-2. 年々辛くなったり、できなくなってくること

【体がづらい】

- 銀行に行くのが面倒だな・・・
- 免許返納して銀行に行く手段がない

【考えるのが難しい】

- 預金の出し入れは問題ない
- 投資信託や保険商品の理解が難しい

【MCI、認知症の状態】

- 分かる時と分からない時がある
- 自身の状況が混乱する

BANK

〇本人による取引については理解するが、事情を汲んでほしい
〇一方で、自分のお金を勝手に取引されてしまうのは困る、事前に管理してほしい

〇認知度が低われる口座名義人が、詐欺や強盗などの被害や口座の不正使用に巻き込まれ、財産を失うのを防ぐ必要がある

(ご参考) 懸念される事象例

メガバンクが行った行費向けアンケートの結果

順位	事象	対応継続の割合	認知症と恐われると成した割合
1	知られたことに反感するが、ご理解が難しいのではと感じるときがある	92.4%	94.8%
2	連絡や書類の再発行を繰り返し依頼したく	88.1%	98.0%
3	現金残高等についてのお問い合わせが多い	87.7%	97.8%
4	ご契約の中で急に参加的になれることがある	84.3%	68.5%
5	ご家族や取引先がご迷惑になり、ご本人は動いていることが多い	75.2%	88.6%
6	郵便物の発送についてのお問い合わせが多い	73.4%	58.2%
7	年次末期に全額をお引き落としする	66.1%	77.8%
8	役員会等の不正や個人宛文書等の管理に心配される	66.1%	83.6%
9	最近行った取引についてのご理解が浅い、もしくは異なっていないのではと感じることがある	61.0%	93.9%
10	ATMの操作がうまくできずお困りになっている	52.3%	66.7%

〇 実例に対応した事象で、特に、お客様の状態が懸念される事象 (認知症と恐われるケース)

常陽銀行は『安心スマイルメニュー』をご案内しています

茨城県内の70歳以上人口が増加する中、お客様のステージに合ったサービスのラインアップを並び、金融犯罪防止対応を行うことでお客様が『安心して』『長生き』できるお手伝いを強化しています

2. 今日、お話ししたい4つのサービス

金融ジェロントロジー（金融老年学）に沿ったサービスの展開

〇金融ジェロントロジーとは高齢に伴う認知機能の変化が経済活動、特に金融資産の管理等に与える影響を研究する学問。高齢者の経済活動に関する課題の解決を目的とした比較的新しい専門研究分野とされています。

（健康や判断能力のステージに合ったサービス）

正常 → やや不安 → ちょっと心配 → 難しい → 相続発生

1. 代理人カード、代理人届
2. 特定番号保証
3. 任意保証・身元保証サービス
4. 家族保証

（参考）日常生活自立支援事業

（参考）遺言保証

3-1. 代理人カードとは？

(1) 代理人カード

〇信頼できるご家族・ご親戚の方をキャッシュカード取引の代理人として選任
〇代理人に日常的な普通預金のATM取引を行っていただくサービス

【ご利用の概要】

項目	内容
代理人の範囲	親族1名
代理人の取引範囲	預金の入出金、振り込み、デビットカード取引※①
留意事項	ご本人さまの意思確認が困難な場合等、お取り扱いできない場合がございます。 ※① キャッシュカードを利用した3-0ペイが対象です。

【お持ちいただくもの】

	ご本人さま	代理人さま
連絡※②	○	—
印鑑	○ (対象口座のお指し印)	—
本人確認書類※③	○	○

※② デジタルの連絡をご利用している場合は不要
※③ 運転免許証・JICカード等、顔写真付きの顔認識資料 (これら本人確認書類をお持ちでない場合は、顔写真)

3-2. 代理人雇とは？

(2) 代理人雇

○あらかじめご指定されたご家族を代理人としてお取引いただくことができます。

- ・高齢、障がい、家族の事情などにより来店困難となり、日常取引を家族や親族に任せたい
- ・入居時に備え、家族や親族が取引できるよう準備しておきたい

【ご利用の概要】

項目	内容
取引店	最寄りの支店へご相談ください
対象取引先	個人のお客さま
代理人の範囲	原則、三親等以内の親族1名（同居、別居は問いません）
代理人の取引範囲	(1) 普通預金・貯蓄預金の入出金取引 (2) 定期預金・積立預金の入出金取引 (3) ご本人さまの住所・電話番号変更等の諸業務 (4) 代理人ご自身の住所・電話番号・名印等の諸業務
留意事項	ご本人さま及び代理人さまの意思確認が困難な場合、お取り扱いできない場合がございます

【お持ちいただくもの】

	ご本人さま	代理人さま	※
通帳/印①	○ (対窓口限定)	—	デジタルの連携をご利用している場合は不要
印鑑	○ (対窓口のお届け印)	○	遠隔先方取引（ICカード等）を利用する場合は、顔写真付きの顔認証カード（お持ちでない場合は、窓口まで）
本人確認書類②	○	○	

※本資料に掲載の業務（店舗・店舗外に異なるもの）については、必要に応じ、契約内容、特約、実況などの専門家に確認ください。
※本資料は、セブチ一店舗としてお客様が来店時の店頭窓口（ICカード）によるお取引を目的とするものであり、特約の取扱いについてはお申し込み時にご確認ください。
※本資料の取扱いについては、お取引開始時にご確認ください。

3-3. 代理人カード、代理人雇の実例

代理人カード、代理人雇は無料でご利用いただけます。

○代理人カードのご利用例

ご本人：79歳、妻、長男（同居）
代理人：長男

【ポイント】

- ・ご本人は遠征、働きが低下してきたことを機に、自動車免許を返納し、日頃の移動手段は自家用車、移動手段はしっかりとっているが、移動手段がなくなったことで、銀行取引が難しくなってきた。
- ・銀行から利用履歴を受け、家族と相談の結果、申込いただいた。
- ・ご本人以外に、正式に家族が代理人として預金の扱いが可能になることになり、銀行に申し込んだ。
- ・現在は、今後の判断が低下した際に、家族の役割を利用を検討している。

○代理人雇のご利用例

ご本人：89歳、子3人（すべて別居）
代理人：長男

【ポイント】

- ・入居することになり、今後の銀行取引が難しくなることが予想された。
- ・家族が介護費用などを立て替える予定だが、できればご本人さまの口座から支出したい。しかし、他のほうより勝手に預金を出入し入している状態と判断されず、利用が難しくなってきた。
- ・銀行から利用履歴を受け、家族と相談の結果、利用することとした。
- ・ご本人さま、長男さまは、それぞれの立場から受けることができた。
- ・現在は、万が一の場合に備え、遠征親族の利用を検討している。

4-1. 特定贈与信託をご存知ですか？

特定贈与信託とは？

・特定贈与者（養老の心身障害が、中程度の知的障害が、または3級の精神障害が）の生活の安定を図ることを目的に、その他族等（委託者）が委託先（受益者）に信託する（つまり預ける）ものです。

・受益者は、委託された財産を管理・運用し、特定贈与者の生活費や医療費として定期的に金銭を交付されます。万が一、ご両親が亡くなったとしても、特定贈与者の方がご遺言を残すまで存続財産を管理・運用しますので、ご親族と今後の特定贈与者のお預けの意向を話し合えることが可能になります。

・おサービスを利用すると、特別贈与者の方は6,000万円、特別贈与者以外の特定贈与者の方は3,000万円まで贈与が非課税となります。

【特定贈与信託のしくみ】

【ご参考】非課税の特典要件

- ・受益者の親と信託が終了すること
- ・受益は遺贈、相続による限りです。かつ、その信託期間が受益者の必要がでない旨の定めがある
- ・受益対象が交付される金銭は、受益者の生活または療養の需要に応じるために、定期的に受益者に必要に応じて交付が行われること
- ・受益対象の運用は、受益した財産の確保を目的として信託が行われること
- ・受益は受益後継者、受益者がいない旨の定めがあること

※本資料に掲載の業務（店舗・店舗外に異なるもの）については、必要に応じ、契約内容、特約、実況などの専門家に確認ください。
※本資料は、セブチ一店舗としてお客様が来店時の店頭窓口（ICカード）によるお取引を目的とするものであり、特約の取扱いについてはお申し込み時にご確認ください。
※本資料の取扱いについては、お取引開始時にご確認ください。

4-2. 特定贈与信託の実例

○税務メリットを享受しながら贈与できた例

ご本人：89歳、妻、長男（同居）、長女（別居、知的障害）
信託の代理人：長女

【ポイント】

- ・ご本人は高齢を機に、長男の将来的な対応に不安を感じた。
- ・長男は車の運転もできず、身の回りは一人でできるが、細かい財産管理などは難しい（特別贈与者以外の特定贈与者として委託先が希望）。
- ・長女は生命保険を活用した財産信託制度を最大限活用してきている中、信託も検討が難しい方法はないかと銀行に相談。
- ・特定贈与信託について税務上のメリットを知り、多額の金銭を贈与でき、かつ、定期的に必要な生活費に返済する仕組みを整えることができた。
- ・また、長女のサポートが受けられるようになり、精神的にも楽になった。

○自分の健康状態を気にせず、贈与できた例

ご本人：69歳、妻、長男（同居）、次男（別居、入院、障がいあり、障害等級1級）
信託の代理人：妻

【ポイント】

- ・ご本人は高齢を機に、生活の不安を感じつつも、今後の心配。
- ・ご利用で健康増進（認知症予防）で贈与を行って来た。先に自分が相続が発生する可能性がある。ご本人だけお預けしてお金を長期に運用してあげたい。
- ・今後は、ご本人の判断力が低下することになり、遠征親族の利用を検討している。

5-1. 任意後見・身元保証サービスとは？

(1) 任意後見サービス

・任意後見制度は、本人が十分な判断力があるうちに、将来判断力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが入居した入居（任意後見人）に財産管理などを委任する公正証書を利用したものです。

・本人の判断力が低下した際に、任意後見人が任意後見契約で決めた事務について、任意後見人が委任する任意後見監督人の監督のもと、本人を代理して契約などをを行うことができます。

任意後見制度のしくみ

【注】東京シニアライフ協会の任意後見サービスでは、任意後見契約の効力は契約後も続きます。

(2) 身元保証サービス

身元保証サービスのしくみ

○利用されたら返すお金がいくら戻りかは保証しないことでも、「おとりまき」、「すまいない」などのケースでは大問題。

○保証料などのお金の支払いに関する「遺贈保証」と遺贈や遺産などの「身元保証」を保証するサービス。

○お金の保証料、入居保証料、入居おとりまきサービス費）へのお金を返すことが可能です。

※本資料に掲載の業務（店舗・店舗外に異なるもの）については、必要に応じ、契約内容、特約、実況などの専門家に確認ください。
※本資料は、セブチ一店舗としてお客様が来店時の店頭窓口（ICカード）によるお取引を目的とするものであり、特約の取扱いについてはお申し込み時にご確認ください。
※本資料の取扱いについては、お取引開始時にご確認ください。

5-2. 任意後見・身元保証サービス（東京シニアライフ協会との連携）

任意後見・身元保証サービスの連携図

～ご契約に合わせたお客さまの傾向～

- ご高齢のご夫婦のみで暮らし、ご高齢が病気になり、早くに駆けつけたいことがない方が多い
- お子様が遠くに住んでいて、早くに駆けつけたいことがない方が多い
- お子様が遠くに住んでいて、早くに駆けつけたいことがない方が多い
- お子様が遠くに住んでいて、早くに駆けつけたいことがない方が多い

※本資料に掲載の業務（店舗・店舗外に異なるもの）については、必要に応じ、契約内容、特約、実況などの専門家に確認ください。
※本資料は、セブチ一店舗としてお客様が来店時の店頭窓口（ICカード）によるお取引を目的とするものであり、特約の取扱いについてはお申し込み時にご確認ください。
※本資料の取扱いについては、お取引開始時にご確認ください。

5-3. 任意後見・身元保証サービスの内容（東京シニアライフ協会の例）

<p>入居おとりまき保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意後見契約の締結に必要となる保証料（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） 	<p>財産管理サポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意後見契約の締結に必要となる保証料（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証）
<p>入居おとりまき保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意後見契約の締結に必要となる保証料（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） 	<p>任意後見サポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意後見契約の締結に必要となる保証料（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証）
<p>生活サポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意後見契約の締結に必要となる保証料（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） 	<p>エンディングサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意後見契約の締結に必要となる保証料（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証） ・保証料の返還（おとりまき保証）

※本資料に掲載の業務（店舗・店舗外に異なるもの）については、必要に応じ、契約内容、特約、実況などの専門家に確認ください。
※本資料は、セブチ一店舗としてお客様が来店時の店頭窓口（ICカード）によるお取引を目的とするものであり、特約の取扱いについてはお申し込み時にご確認ください。
※本資料の取扱いについては、お取引開始時にご確認ください。

5-4. 任意後見・身元保証サービスの実例

○基本保証プランご契約の実例（お元気な状態からの借入）

ご本人：83歳、妻、長男（別居）

【ポイント】

- ・任意後見制度に適合してあり、高齢の心配が解消された。
- ・ご夫婦は、遺産の相続という点も、万が一の際の相続について話し合い、話し合いが済んだ状態でお預けの意向を見ることができた。
- ・銀行から利用履歴を受け、家族と相談の結果、ご夫婦で契約する。
- ・ご夫婦で話し合い、安心して生活を過ごすことができた。

○葬儀保証プランご契約の実例（ご相談発生後の借入）

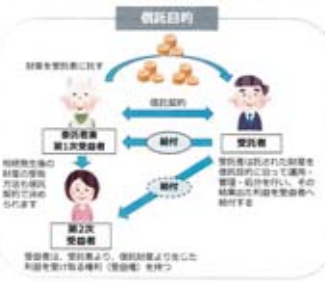
ご本人：79歳、子3人（すべて別居）

【ポイント】

- ・葬儀保証制度に適合してあり、葬儀の心配が解消された。
- ・万が一の際の葬儀について不安を感じている一方、心身ともに健康であることから、基本保証プランを利用することに相談がある。
- ・現在は、万が一の際に備え、葬儀保証プランの利用を行うことになりご契約に賛同。
- ・現在は、遺族の対応について遺言を作成中。

6-1. 新しい財産管理のカタチへ家族信託とは？

○最近、注目を集める新しい財産管理手法「家族信託」
 ○常設銀行は、お客様が安心して家族信託を利用できるよう、外部提携先と連携してお客様をサポートします



【家族信託】とは？
 資産を持つ方（委託者）が、特定の目的（例えば、自分の老後の生活や介護に必要な資金の管理等）に従って、親のため（受益者、通常は委託者と同一人物となります）に、その保有する現金や不動産などの資産を信託できる家（委託者、親及び子ども）に対し、その管理・運用・処分を任せる仕組み

【信託の3つの特徴】
 ①信託目的機能
 信託すると、財産の所有権が委託者に移ります。委託者は託された財産の「所有権」となり、契約目的等となって信託の管理・運用、処分が可能となります。
 ②財産管理機能
 託された財産の適正な管理に向け、信託は委託者や受益者等との様々な法的な手立てが定められています。信託が私法信託。
 ③信託目的の達成
 託された財産の配りとして受益権を構築し、受益権は承継することも可能です。

*本資料に掲載される事項（法律・税務に関するもの）については、必ずしも、最新の法令、裁判例等、税務、信託業などの専門家に確認してください。
 *本資料は、セミナー資料としてお客様に提供されるものであり、具体的な内容も変更する可能性があります。特定の取引については弁護士や税理士に確認する必要があります。
 *本資料の発行に関しましては、お客様よりご返信申し上げます。

6-2. 新しい財産管理のカタチへ家族信託と後見制度、遺言との比較

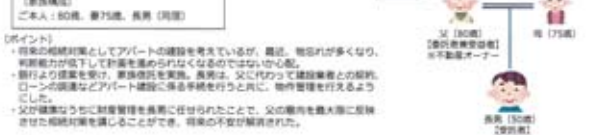
	目的	家族信託	成年後見	遺言
生前	財産の維持・管理	○	○	-
	本人のために財産を活用 家族のために財産を活用	○ ○	△ ×	- -
相続後	財産を遺す	○	-	○
	財産を先々まで遺す	○	-	×

○家族信託なら、受益者（受益者）が不動産などの財産管理ができ、他の相続も承継できます。
 ○所有権が委託者に移転しているため、受益者は、親（委託者）に代わって不動産の賃貸・大規模修繕・売却等の契約当事者になることができます。
 ○家族信託なら、法定相続分によらずに家族への思いや家族の事情に応じた財産承継も実現できます（※遺言分に注意する必要があります）。
 ○二次相続以降の先々の代まで、財産承継先を法定相続・先取等の契約当事者になることができます。

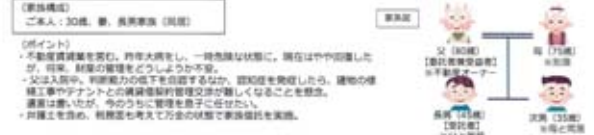
*本資料に掲載される事項（法律・税務に関するもの）については、必ずしも、最新の法令、裁判例等、税務、信託業などの専門家に確認してください。
 *本資料は、セミナー資料としてお客様に提供されるものであり、具体的な内容も変更する可能性があります。特定の取引については弁護士や税理士に確認する必要があります。
 *本資料の発行に関しましては、お客様よりご返信申し上げます。

6-3. 新しい財産管理のカタチへ家族信託の事例

○成年後見制度の代替策として利用



○遺言と家族信託のハイブリッドで不動産管理を行えるように事例



*本資料に掲載される事項（法律・税務に関するもの）については、必ずしも、最新の法令、裁判例等、税務、信託業などの専門家に確認してください。
 *本資料は、セミナー資料としてお客様に提供されるものであり、具体的な内容も変更する可能性があります。特定の取引については弁護士や税理士に確認する必要があります。
 *本資料の発行に関しましては、お客様よりご返信申し上げます。

6-4. 新しい財産管理のカタチへ家族信託を行う上での留意点

○家族信託の留意点へ専門家にご相談を！
 ・家族信託は、医学業界でいうところの「最先端治療」。
 ・最先端の財産管理・資産承継の仕組みである家族信託についてきちんとした見識と実務経験がある方にご相談することが必要です。
 ・誰にも相談せずに、書籍やインターネットの情報だけで家族信託を実行しようとするのは、自分で自分の「健康手術」をするようなもの。

⇒常設銀行では、実績のある外部提携先と連携してサポートします

*本資料に掲載される事項（法律・税務に関するもの）については、必ずしも、最新の法令、裁判例等、税務、信託業などの専門家に確認してください。
 *本資料は、セミナー資料としてお客様に提供されるものであり、具体的な内容も変更する可能性があります。特定の取引については弁護士や税理士に確認する必要があります。
 *本資料の発行に関しましては、お客様よりご返信申し上げます。

7. ご相談はメインバンクへ

○何かご心配事があったら、お取引の金融機関にお気軽に相談ください
 ○各種サービスのご提案
 地域包括支援センターと連携した対応

*本資料に掲載される事項（法律・税務に関するもの）については、必ずしも、最新の法令、裁判例等、税務、信託業などの専門家に確認してください。
 *本資料は、セミナー資料としてお客様に提供されるものであり、具体的な内容も変更する可能性があります。特定の取引については弁護士や税理士に確認する必要があります。
 *本資料の発行に関しましては、お客様よりご返信申し上げます。

幹事報告 沼尻 大 幹事



米山奨学生グティさんに奨学金授与



誕生祝



結婚記念祝



入会記念祝

委員会報告

中島 賢一 国際奉仕委員長



田邊 拓士 親睦活動副委員長



高橋 宏成 社会奉仕委員長



河合 隆 米山記念奨学委員長



にこにこBOX

10/13 計77,000円 累計807,000円

米山ボックス

10/13 計12,000円 累計161,000円

寄付金報告「米山記念奨学会寄付」

累計7/1 ~ 10/13 1190,000円

メイクアップ

10/8 IYFR東京フリート葉山クルージング例会 鶴田

10/13 地区ロータリー財団出前卓話(波崎RC) 平島

10/17 水戸さくらRC 鶴田

10/19 茨城YMCAチャリティーゴルフ 磯、臼田、河合、菊池、中島(賢)、橋本、廣瀬(正)、藤澤



茨城YMCAチャリティーゴルフ

出席報告

会員	欠席	出席	免除・欠席	出席率
55名	15名	34名	6名	69.38

(会場) 32名 (ZOOM) 2名

例会予告

10月27日 出前卓話 地区ロータリー財団委員会
雨宮 淳様